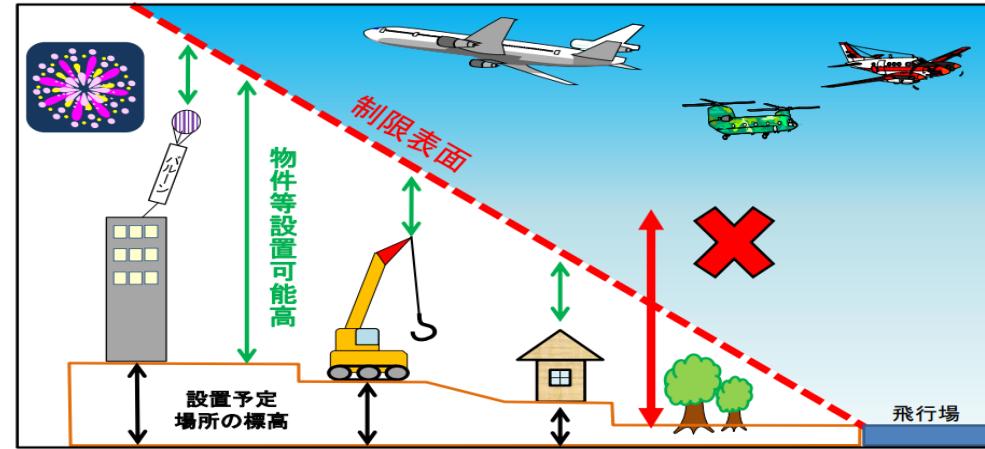


# 飛行場周辺における物件等の制限について

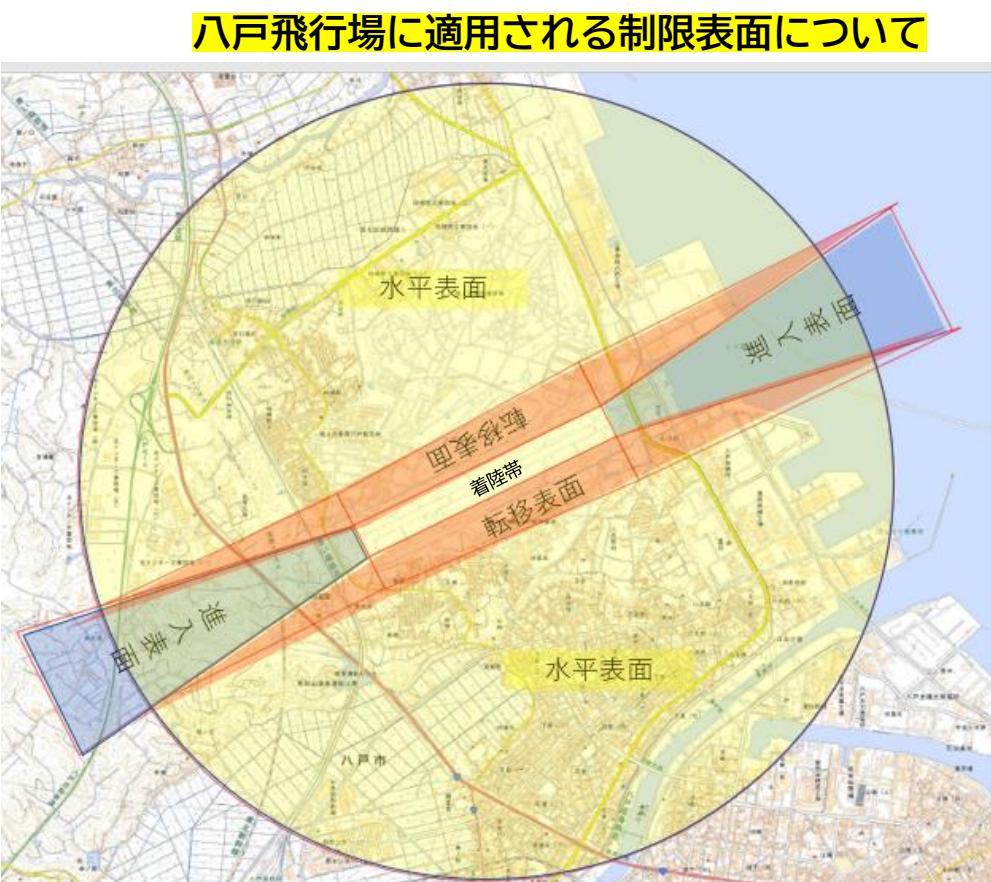
飛行場周辺では、航空機の安全飛行を確保するために、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)により特定の区域において物件等の高さが制限されており、この制限(制限表面)を超える高さの建造物、植物その他の物件(クレーン等)を設置、植栽又は留置を行うことは、**航空法第49条**により禁止されています。また、制限表面未満であっても、当該表面に著しく近接する場合においては、設置物件等に航空障害灯等の設置が必要になります。

※制限表面を超える物件等は設置できません。例：クレーン、アンテナ、避雷針、花火、植物、鉄塔、アドバルーン

## イメージ図



「物件等設置可能高」は、「制限表面高」から、「設置予定場所の標高」を差し引いた高さとなります。



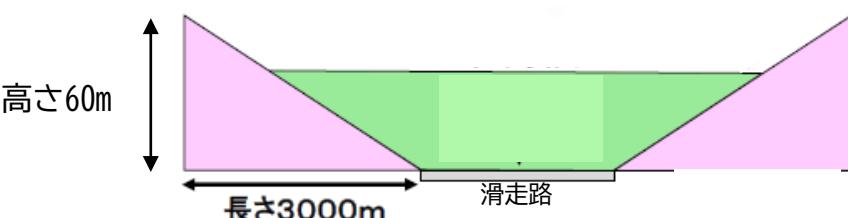
「制限表面」  
離着陸する航空機を保護するために、飛行場周辺に設定された障害物のない一定の空間であり、八戸飛行場の場合、「水平表面」「転移表面」「進入表面」が適用されます。

### 着陸帯 航空法第2条第6項

特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる空港その他の飛行場内の矩形部分をいう。

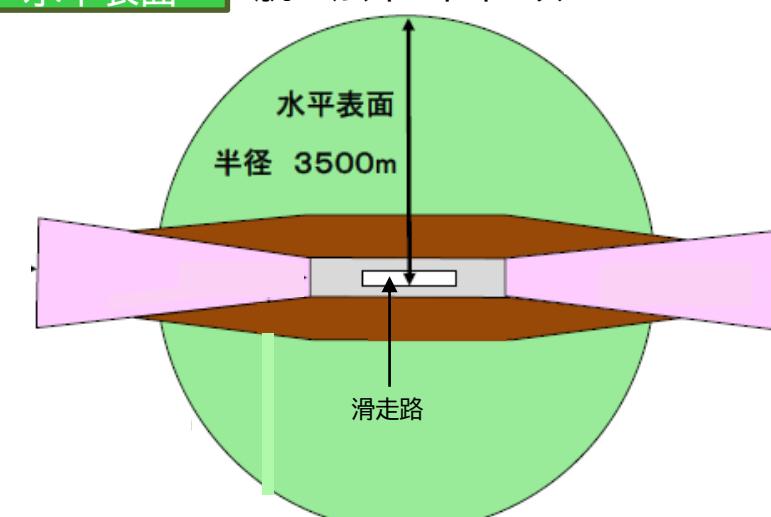


### 進入表面 航空法第2条第8項



着陸帯に対して航空機の離着陸する方向に50分の1の勾配で設定されており、その投影面が着陸帯端から長さ3000m、末端の幅が1200mで囲まれる平面

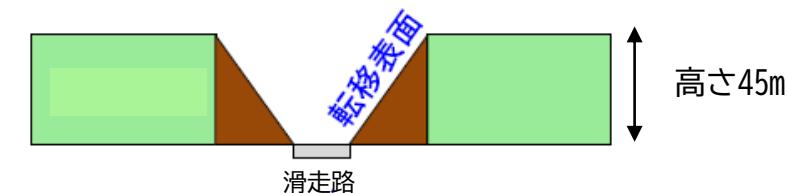
### 水平表面 航空法第2条第9項



飛行場周辺上空の一定水平面に設定されており、飛行場の標点の垂直上方45mの点を中心として半径3500mの円柱で囲まれる平面  
(八戸飛行場については標高37m+45m=海拔82m)

### 転移表面

### 航空法第2条第10項



滑走路に平行な方向で着陸帯の長辺の外側上方へ7分の1の勾配で設定されており、その末端は水平表面と接する平面

## 航空障害灯等の設置について

- 地上又は水面から60m以上の高さの物件
- 制限表面に著しく近接する場合(制限表面下6m未満の範囲)

### 【関連法規】

- 航空法第51条「航空障害灯」  
航空法第51条の2「昼間障害標識」  
航空法施行規則第217条「航空障害灯の種類及び設置基準」

## 照会に必要な情報

お問い合わせ等をされる場合、次の内容をご連絡ください。

- ①ご連絡先(企業名等、担当者名及び電話番号)
- ②内 容(種別、目的等)
- ③物件等設置予定地の住所
- ④緯度経度(可能であれば世界測地系(WGS値、60進法))
- ⑤設置期間・時間
- ⑥現地標高(国土地理院地図参照)
- ⑦設置物件高・物件数
- ⑧その他(物件等に設置する航空障害灯等の設置など)

照会先☎: 0178-28-3011 (内線:2204) 平日0800~1645  
(担当: 第2航空群司令部運用作業班)

# 無人航空機等の飛行について

無人航空機の飛行は、[航空法](#)および[無人航空機等飛行禁止法](#)にて制定されています。

## 航空法

### 【飛行の禁止空域】 航空法第132条



### 【飛行の方法】 航空法第132条の2

#### 夜間での飛行



#### 目視外での飛行



#### 危険物の輸送



#### 物件の投下



#### 人又は物件と距離を確保できない飛行



#### 催し場所上空での飛行

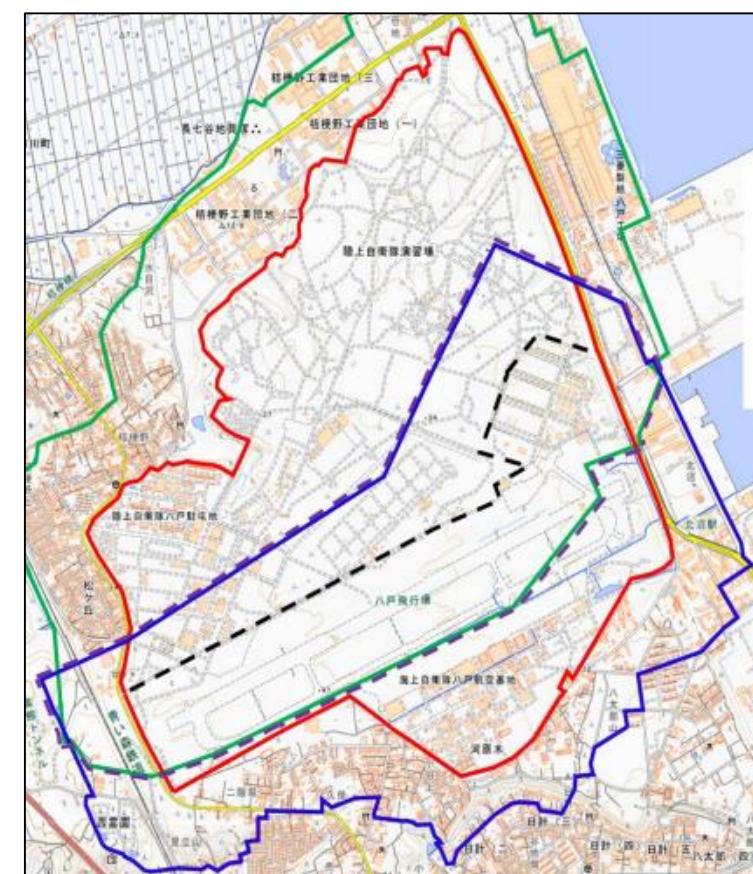


その他、以下の項目も規定されています。  
✓アルコール又は薬物の影響がある状態で飛行させない  
✓無人航空機の飛行に支障がないか飛行前確認を行う  
✓他人に迷惑を及ぼさない

## 無人航空機等飛行禁止法

※こちらは100g未満の模型飛行機（小型無人機）にも適用されます。

### 【対象防衛関係施設及びその周辺地域上空】

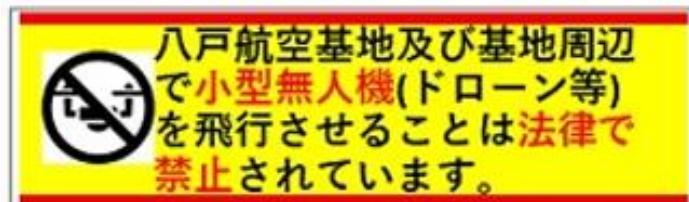


対象防衛関係施設とその周辺300m地域

←においては八戸警察署への事前通報及び施設管理者の同意書が必要です。

施設管理者：第2航空群司令等

詳細はこちら↓



- 陸自・海自基地内区域
- 海自基地周辺300mの地域
- 陸自基地周辺300mの地域

### 【飛行の許可申請等について】

#### 1 飛行の許可申請先

無人航空機を飛行の禁止空域又は上記の飛行の方法によらずに飛行させる場合は国土交通省への許可申請が必要です。青森県の場合、申請先は東京空港事務所となります。飛行開始予定日の少なくとも10日（土日祝日等を除く。）前までに申請が必要です。

許可申請先：東京空港事務所  
電話番号：072-455-1330（平日072-455-1330）  
072-455-1334又は1335（上記以外の時間帯）

上記申請先の他に、飛行させる空域により当該空域を管轄する空港事務所等への調整が必要となる場合があります。

参 照：国土交通省ホームページ 航空  
「空港等設置管理者及び空域を管轄する機関の連絡先について」  
<http://www.mlit.go.jp/koku/koku-tk10-000004.html>

#### 2 八戸飛行場に調整が必要な場合

海上自衛隊 第2航空群へご連絡をお願いします。  
連絡先☎：0178-28-3011 内線：2204（運用作業班）

調整された内容は、無人航空機の飛行情報として航空機の運航者へ事前に周知する必要があるため、お早めにご連絡下さい。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひします。

## 皆さまへのお願い

航空法が適用される高さ制限等については、お問い合わせをいただければ内容を確認後、回答いたします。

本資料における、制限表面該当地域については概略を表記したものですので、特に制限表面内及び境界付近での物件設置や、無人航空機の飛行等を計画されている場合はご照会いただきますよう、ご理解ご協力をお願いします。

設置物件や飛行位置によっては、航空機の運航者に対し当該情報を周知する必要があり、手続きのため3か月以上を要する場合もありますので、お早めにご連絡をお願いします。

なお、北インター工業団地に係るものは、八戸市役所HP（建設指導課）も併せてご参照をお願いします。

〈制限表面、航空障害灯などに関する内容〉

八戸市役所（都市整備部 建築指導課）ホームページ URL [https://www.city.Hachinohe.aomori.jp/cgi-bin/inquiry.php/62/page\\_no=1611](https://www.city.Hachinohe.aomori.jp/cgi-bin/inquiry.php/62/page_no=1611)

東京航空局ホームページ URL <http://www.tcab.mlit.go.jp/> 〈制限表面との関係位置、座標、標高等に関する内容〉

国土地理院地理院地図 URL <http://www.gsi.go.jp/>

→「地理院地図を見る」をクリックすると地図が閲覧できます。

地図画面にて、左下の「↑」を2回クリックすると緯度経度を確認できます。

〈航空障害／昼間障害標識の設置等に関する内容〉 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領

URL <http://www.mlit.go.jp/common/001229150.pdf>